

実質化された人・農地プラン

市町村名	現在の人・農地プラン名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
さくら市	氏家地区（氏家集落）	令和3年3月29日	令和3年3月29日 (修正日：令和4年3月4日)

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	236.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	159.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	24.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	98.5ha

2 対象地区の課題

若者の農業者が減少し、高齢化が進んでおり後継者の目途がつかない。担い手も不足している。
担い手への集積は概ね進んでいるが、集約化には至っておらず作業効率の向上には至っていない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集積・集約化に関する方針

氏家集落の農地利用は、基本的には農地の集約の観点からも、集落内の中心経営体が担っていく。
集落内の中心経営体が担えない農地は、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地流動化の方針

貸し手は借り手を選択する際に、経営規模拡大を目指す農業者毎に面的集積が図れるよう配慮する。
農業の生産効率の向上のため、受け手ごとに集落内で担当地域を設けて、貸付意向のあった農地を担当の受け手がスムーズに引き受けられるような仕組みを構築し、農地の集約化を図る。
また、現在引き受けている農地を中心経営体が相互に交換することなども検討し、集約化に努める。

農地中間管理機構の活用方針

将来の農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
中心経営体の営農継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな中心経営体への貸付けを機構を通じて進めていく。

新規就農者への取組方針

新規就農者や若手農業者が少なく中心経営体の高齢化が著しいため、農業研修者の受入れや農業体験などの事業を手掛けて、新規就農者の受入れを図る。

農地の保全への取組方針

中心経営体だけではなく、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。